

【実施方針等新旧対照表】実施方針等(令和6年9月4日公表)からの修正点(表中の下線部は修正部分)

No	書類名	箇所				項目	修正前(令和6年9月4日公表版)	修正後(令和6年10月16日修正版)
		ページ	章	節	項			
1	実施方針	4	1	1	(10)	事業スケジュール	(未記載)	なお設計・建設期間の変更提案は可能とするが、リニューアルオープン は令和10年度早々とする。
2	実施方針	18	4	3		土地に関する事項	その場合、事業者は、地元自治会に市が支払っている賃料と同額を支 払うこと。	(削除)
3	要求水準書(案)	2	第1	3		方針1	本市が日本有数の農業生産地であり、その農産品について情報発信 と販売を他の観光施設等との連携を強化することで、本市の農業への 理解増進や人材の確保育成を図る。	本市が日本有数の農業生産地であり、その農産品について情報発信 と販売を他の観光施設等との多様な連携を行うことで、本市の農業へ の理解増進や人材の確保育成を図る。
4	要求水準書(案)	12	第2	7	(1)イ	責任者の配置	各業務責任者は事業者と正規雇用の関係にあること。	各業務責任者は事業者又は選定企業(構成員及び協力企業)と正規 雇用の関係にあること。
5	要求水準書(案)	12	第2	7	(2)	設計業務の実施体制	(未記載)	会議への参加形式はプロジェクト遂行に支障がない限り、事業者で判 断すること。
6	要求水準書(案)	28	第3	2	(1)	表6 施設別の方針 (更新・建替、撤去、 改修)	(未記載)	※ウエルカムデッキとは「ふれあい広場」周辺のウッドデッキ並びに回 廊を指す。
7	要求水準書(案)	30	第3	2	(2)オ	安全・防災・防犯計画	(未記載)	機能の具体はサンテドームにおいては避難住民住居施設、災害対策 本部、支援物資貯蔵、ドーム前広場では一時避難場所、新体験工房で は炊事場所、避難所支援班控室となっている。
8	要求水準書(案)	30	第3	2	(2)カ	福祉計画	(未記載)	ただし一部の園路など既存物の改修において、地形や里山保全の関 係から同方針の遵守を優先することが必ずしも合理的でないと判断さ れる場合は、この限りでない。
9	要求水準書(案)	35	第3	3	(1)ア	表7 CoJU(仮称)の 利用諸室 デジタル図書	・農業関係の図書、電子書籍を備えること	・農業関係の図書、電子書籍を備える規模とすること ※図書等はCoJUにて整備される
10	要求水準書(案)	42	第3	5	(3)	業務の要求水準	工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間(旧四会)連合協定・ 建築監理業務委託書」に示される業務とすること。	工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間(旧四会)連合協定・ 建築監理業務委託書」に示される業務とすること。ただし履行の確実性 が担保されているなど合理的理由が認められる場合は、協議により非 常駐とすることができる。
11	要求水準書(案)	56	第5	2	(4)セ	飲食施設の運営業務	酒類の提供は認めない。	酒類の提供は原則として認めない。ただし事業者が一般酒類小売業免 許を取得した場合、その責においての提供は、この限りでない。
12	要求水準書(案)	56	第5	2	(5)	その他本施設の管理 において必要となる 運営業務	本施設を主たる活動場所とする「里山の会」と連携をはかりながら、本 施設の利用環境を良好に保つこと。	本施設を主たる活動場所とする「たはら里山の会」と連携をはかりなが ら、本施設の利用環境を良好に保つこと。なお同会は、里山に関する 保全活動、情報管理、調査研究、イベント等開催(シイタケ育成など)及 び関係機関との連携を活動事業とし、このうち本公園においては、樹木 管理や散策路整備、しいたけ育成体験、定例会議を開催等の活動を 行っている。
13	要求水準書(案)	57	第5	2	(6)ウ	動物業務(廃止)	ただし、事業者が自主事業として小動物を飼育し、利用者とふれあう機 会を設ける業務を行うことは妨げるものではない。その場合であっても 既存施設は解体、撤去すること。それら費用は業務費に含むものとし る。また、小動物を飼育することに伴う一切のリスクは事業者にあるも のとする。	ただし、事業者が自主事業又は民間提案事業として小動物を飼育し、 利用者とふれあう機会を設ける業務を行うことは妨げるものではない。 工作物等を新設する場合は民間提案事業となる。その場合であっても 既存施設は解体、撤去すること。解体及び撤去費用はサービス対価に 含むものとする。また、小動物を飼育することに伴う一切のリスクは事 業者にあるものとする。